

第3章 附則

第1 附則

附則（い）〔平成27年3月20日〕

- 1 この運用基準は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この運用基準施行の際、現に条例第55条第1項又は第2項により届出がなされている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備のうち、この運用基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの基準にかかわらず、なお従前の例による。